

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本抛の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和5年8月15日から令和5年8月28日までのものは、令和5年8月29日をもって満了するものとする。

記

鳥取市

令和5年8月17日

中国運輸局 鳥取運輸支局長

